

鹿 児 島 県 公 報

平成30年 4 月 17 日 (火) 第3408号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集登載事項)

ページ

告 示

- 漁獲共済に係る区域及び区分の設定 (2 件) (水産振興課取扱い) 1
- 県営土地改良事業の工事の完了 (5 件) (農地整備課取扱い) 2
- 道路の区域の変更 (道路維持課取扱い) 3
- 証紙販売人の指定 (会計課取扱い) 3

公 告

- 平成30年度製菓衛生師試験公告 (生活衛生課取扱い) 3
- 開発行為に関する工事の完了公告 (建築課取扱い) 5

公 安 委 員 会 告 示

- 遊技機の型式の検定の告示 (生活安全企画課取扱い) 5

告 示

鹿児島県告示第497号

漁業災害補償法 (昭和39年法律第158号) 第105条第 1 項第 2 号ロの規定により, 同法第104条第 2 号に掲げる漁業の漁獲共済に係る区域及び区分を次のように定めた。

なお, この告示は, その共済責任期間の開始日が平成30年 4 月 17 日以後の日である共済契約について適用し, その共済責任期間の開始日が同日前の日である共済契約については, なお従前の例による。

また, 平成21年 8 月 21 日鹿児島県告示第919号 (漁獲共済に係る区域及び区分の設定) は, 廃止する。

平成30年 4 月 17 日

鹿児島県知事 三反園訓

区 域	区 分
薩摩川内市川内区域 (川内市漁業協同組合の地区)	(1) 主としてごち網漁業を営む漁業 (2) 主として磯建網漁業を営む漁業 (3) 主として一本釣り漁業を営む漁業 (4) 主としてふぐかご漁業を営む漁業 (5) 主として固定式さし網漁業を営む漁業 (6) 主としてきびなご流網漁業を営む漁業 (7) 機船船びき網漁業 (8) 主として小型定置漁業を営む漁業又は主として機船底びき網漁業を営む漁業 (9) (1)から(8)までに掲げる漁業以外の漁業

鹿児島県告示第498号

漁業災害補償法 (昭和39年法律第158号) 第105条第 1 項第 2 号ロの規定により, 同法第104条第 2 号に掲げる漁業の漁獲共済に係る区域及び区分を次のように定めた。

なお, この告示は, その共済責任期間の開始日が平成30年 4 月 17 日以後の日である共済契約

について適用し、その共済責任期間の開始日が同日前の日である共済契約については、なお従前の例による。

また、平成16年10月8日鹿児島県告示第1711号（漁獲共済に係る区域及び区分の設定）は、廃止する。

平成30年4月17日

鹿児島県知事 三反園訓

区 域	区 分
枕崎市区域 (枕崎市漁業協同組合の地区)	(1) 主として磯建網漁業を営む漁業 (2) 主としてひき縄漁業を営む漁業 (3) 総トン数10トン以上20トン未満の漁船により主として一本釣り漁業を営む漁業 (4) 総トン数10トン以上20トン未満の漁船により主として機船底びき網漁業を営む漁業 (5) 総トン数10トン以上20トン未満の漁船によりまき網を使用して営む漁業 (6) 総トン数100トン以上の漁船によりかつおを釣る漁業 (7) 小型定置漁業 (8) (1)から(7)までに掲げる漁業以外の漁業

鹿児島県告示第499号

土地改良事業県営畑地帯総合整備（区画整理）目手久地区第1換地区の工事は、平成14年3月28日に完了した。

平成30年4月17日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第500号

土地改良事業県営畑地帯総合整備（区画整理）目手久地区第2換地区の工事は、平成22年3月31日に完了した。

平成30年4月17日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第501号

土地改良事業県営畑地帯総合整備（区画整理）目手久地区第3換地区の工事は、平成17年3月11日に完了した。

平成30年4月17日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第502号

土地改良事業県営畑地帯総合整備（農業用排水施設整備）目手久地区の工事は、平成19年2月8日に完了した。

平成30年4月17日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第503号

土地改良事業県営畑地帯総合整備（農道整備）目手久地区の工事は、平成24年10月24日に完了した。

平成30年4月17日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第504号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成30年4月17日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成30年4月17日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	鹿児島蒲生線	鹿児島市上竜尾町4番14地 先から190番1地先まで	前	5.5～17.8	705.5
		鹿児島市上竜尾町4番26地 先から190番1地先まで	後	16.0～49.9	696.9

鹿児島県告示第505号

鹿児島県証紙条例（昭和38年鹿児島県条例第56号）第5条の規定により、収入証紙販売人を次のとおり指定した。

平成30年4月17日

鹿児島県知事 三反園訓

名称	住所	販売所の所在地	指定年月日
株式会社鹿屋寿自動車学校 代表取締役 水口拓己	鹿屋市寿二丁目13番29 -1号	鹿屋市札元一丁目13番 30号 鹿屋寿自動車学校	平成30年4月12日
株式会社鹿屋寿自動車学校 代表取締役 水口拓己	鹿屋市寿二丁目13番29 -1号	霧島市隼人町内2352番 1号 空港自動車学校	平成30年4月12日

公 告

平成30年度製菓衛生師試験公告

製菓衛生師法（昭和41年法律第115号）第4条第1項の規定により、平成30年度製菓衛生師試験を次のとおり実施する。

平成30年4月17日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 試験の日時
平成30年6月25日（月）午後2時から午後4時まで
- 2 試験の場所
鹿児島県自治会館（鹿児島市鴨池新町7番4号）
- 3 試験方法及び試験科目

試験は、次に掲げる科目について、筆記試験の方法により行う。ただし、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）の規定による1級又は2級の菓子製造技能士で、試験科目の免除を願い出た者については、試験科目のうち製菓理論及び実技を免除する。

- (1) 衛生法規
- (2) 公衆衛生学
- (3) 食品学
- (4) 食品衛生学
- (5) 栄養学

(6) 製菓理論及び実技

4 受験資格

次の各号のいずれかに該当する者であること。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者であって、都道府県知事の指定する製菓衛生師養成施設において1年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得したもの
- (2) 学校教育法第57条に規定する者であって、2年以上菓子製造業に従事したもの
- (3) 昭和41年12月26日において現に菓子製造業に従事していた者（学校教育法第57条に規定する者を除く。）であって、菓子製造業に従事した期間が、同日において3年を超えているもの又は同日後3年を超えるに至ったもの

5 試験手数料

9,700円

6 受験手続

(1) 提出書類等

ア 受験願書

イ 4の(1)に該当する者にあつては、都道府県知事の指定する製菓衛生師養成施設の卒業（修了）証明書又は提出書類等の提出先で原本照合を受けた卒業（修了）証書の写し

ウ 4の(2)に該当する者にあつては、最終学校の卒業（修了）証明書又は提出書類等の提出先で原本照合を受けた卒業（修了）証書の写し及び菓子製造業務従事証明書

エ 4の(3)に該当する者にあつては、菓子製造業務従事証明書

オ 試験科目の免除を願い出る者にあつては、提出書類等の提出先で原本照合を受けた菓子製造に係る1級又は2級の技能検定合格証書の写し

カ 現在の氏名と提出書類に記載された氏名が異なる者にあつては、戸籍抄本（出願前6月以内に交付されたもの）

キ 写真（出願前6月以内に撮影した無帽、正面上三分身の縦7センチメートル、横5センチメートルのもので、裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）

(2) 提出書類等の提出先

受験希望者の住所地を管轄する県の各保健所（鹿児島市又は県外に居住する者にあつては、鹿児島県くらし保健福祉部生活衛生課（鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号890-8577））に提出すること。

なお、送付の方法により提出する場合は、封筒の表面に「製菓衛生師試験受験願書在中」と朱書し、書留郵便とすること。

(3) 試験手数料の納付方法

受験願書提出の際、鹿児島県収入証紙により納付すること。

なお、提出書類等を受理した後は、試験手数料は返還しない。

7 提出書類等の受付期間

平成30年4月20日（金）から同年5月16日（水）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお、送付の方法により提出する場合は、平成30年5月16日の消印のあるものまで受け付ける。

8 受験願書等の用紙の交付

受験願書及び菓子製造業務従事証明書の用紙は、鹿児島県くらし保健福祉部生活衛生課及び県の各保健所において交付する。

なお、同用紙を送付の方法により請求するときは、宛先及び郵便番号を明記し、82円分の切手を貼った返信用封筒を同封すること。

9 受験票の交付等

受験資格があると認められた者に対して郵送により受験票を交付するので、試験当日持参すること。

10 合格者の発表

合格者に対し、合格証書を郵送して行う。

また、合格者の受験番号を鹿児島県のホームページ（<http://www.pref.kagoshima.jp/>）において掲示する。

11 その他

- (1) 試験に関する照会は、鹿児島県くらし保健福祉部生活衛生課（電話099-286-2788）又は県の各保健所に対して行うこと。
- (2) 試験に関して不正の行為を発見したときは、その者について試験を停止し、又はその者の試験を無効とする。

.....

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成30年4月17日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
霧島市国分清水一丁目587番1, 588番, 589番2, 589番4, 1613番2, 1613番6, 1613番7及び588番地先水路の一部
- 2 公共施設の種類, 位置及び区域
道路 霧島市国分清水一丁目587番1の一部, 589番2の一部及び589番4の一部
公園 霧島市国分清水一丁目589番2の一部及び589番4の一部
- 3 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名
霧島市国分野口町3番27号
国分不動産センター株式会社
代表取締役 山元正司

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第33号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

平成30年4月17日

鹿児島県公安委員会委員長 豊島忍

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	CRデビルメイクライ4YMA	株式会社メーシー	8P0045
ぱちんこ遊技機	CR綱取物語S5BW1	株式会社アムテックス	8P0114
ぱちんこ遊技機	CR百花繚乱29BU1	株式会社平和	7P1712
ぱちんこ遊技機	CR不二子2H1BZ8	株式会社平和	7P1321
ぱちんこ遊技機	CRぱちんこAKB48-3M3	株式会社オッカー.	7P1926